

電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定

東御市長花岡利夫（以下「甲」という。）と中電興業株式会社上田営業所長三浦明史（以下「乙」という。）は、東御市内の屋外広告物禁止地域における電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板（以下「広告付誘導看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東御市内に広告付誘導看板を掲出することにより、市民等に対し、災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難場所 甲が定める指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同し広告を掲出する企業等をいう。
- (3) 電柱 中部電力株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所の情報提供）

第3条 甲は、広告付誘導看板掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な協力をを行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、広告付誘導看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された広告付誘導看板の維持管理及び市民等からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- (3) 広告付誘導看板の掲出状況について、甲の求める時及び新規掲出のあった時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、広告付誘導看板の表示に訂正の必要が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに修正を行うこと。

（広告付誘導看板の仕様及び掲出）

第5条 広告付誘導看板の仕様及び掲出については、甲乙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとともに、次の各号に該当するもので、周辺の景観及びユニバーサルデザインに十分配慮するものとする。

- (1) 広告付誘導看板の掲出数は美観風致維持の観点から必要最低限とすること。
- (2) 広告付誘導看板のスポンサー広告の占める割合は長さの 1/4 以下かつ 30 cm 以下であ

ること。

(3) 平成 6 年策定の長野県内における電柱広告の自主規制指針を遵守したものであること。

2 広告付誘導看板に記載する避難場所誘導案内表示は、広告付誘導看板の掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情並びに河川及び道路等の状況により、これにより難い場合は、この限りではない。

(経費等)

第6条 広告付誘導看板の掲出及び維持管理に必要な一切の経費は、乙及び広告主が負担する。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもつて協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

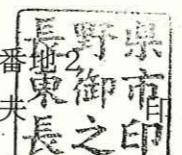
(協議)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 29 年 5 月 22 日

甲 長野県東御市県 281 番地 2
東御市長 花岡 利夫



乙 長野県上田市中央一丁目 7 番 29 号
中電興業株式会社 上田営業所
所長 三浦 明史

